

**阿賀野市 移住・就業支援事業における
移住支援補助金 申請チェックシート**

No.	チェック項目	適否
1	<p>申請書類等は全て揃っているか</p> <p>【必ず必要な書類等】</p> <p><input type="checkbox"/> ①写真付き本人確認書類の写し（提示により本人確認ができる書類）</p> <p><input type="checkbox"/> ②申請書（別紙1 誓約事項、個人情報取扱いを含む）</p> <p><input type="checkbox"/> ③移住元（転入前）の住民票除票の写し （2人以上の世帯の申請の場合は、世帯員全員分）</p> <p><input type="checkbox"/> ④就業先企業等の就業証明書 または 起業支援金の交付決定通知書の写し</p> <p>【申請内容により必要な書類】</p> <p><雇用される者として東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合></p> <p><input type="checkbox"/> ⑤東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）</p> <p style="padding-left: 20px;">※就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び離職票でも可</p> <p><個人事業主等で東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合></p> <p><input type="checkbox"/> ⑥開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）</p>	適・否
2	<p>以下のいずれかに該当するか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転入届をする直前に連続して5年以上東京23区に在住していた。[確認書類：③] ・ 転入届をする直前に連続して5年以上東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、転入届をする3か月前の時点において、連続して5年以上東京23区へ通勤していた。[確認書類：③・⑤・⑥・⑦] <p style="padding-left: 20px;">※連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、転入届をするまでの間に、新潟県外（東京23区を除く。）で雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は対象外</p>	適・否
3	転入日は平成31年4月1日以降か（世帯申請の場合、世帯員についても同様か）	適・否
4	申請時において、転入後3か月以上1年以内であるか（世帯申請の場合、世帯員についても同様か）	適・否
5	<p>（就業の場合のみ）</p> <p>申請時点で移住支援金の対象法人に3か月以上在職しているか[確認書類：②・④]</p>	適・否
6	<p>（就業の場合のみ）</p> <p>対象求人への応募日は、マッチングサイトに当該求人が掲載された日以降か。</p>	適・否
7	<p>（世帯向けの金額を申請する場合のみ）</p> <p>世帯員が移住元において同一世帯に属していたか[確認書類：③]</p>	適・否
8	<p>（世帯向けの金額を申請する場合のみ）</p> <p>世帯員が申請時において同一世帯に属しているか</p>	適・否
9	<p>（起業の場合のみ）</p> <p>1年以内に起業支援金の交付決定を受けているか[確認書類：④]</p>	適・否
10	<p>（外国人の場合のみ）</p> <p>永住者、日本人又は永住者の配偶者等であって、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有しているか</p>	適・否

※条件不利地域

（東京都） 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
（埼玉県） 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
（千葉県） 館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
（神奈川県） 山北町、真鶴町、清川村